



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか

### 児童扶養手当

離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳に到達する年度末まで）を養育している父または母、もしくは父母の居ない児童を養育している方に対して支給される手当です。

#### 【対象となる児童】

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が一定の障害の状態にある児童 など

#### 【これらの場合は受給できません】

- 父または母、もしくは児童が日本国内に住所がないとき
- 児童福祉施設等に入所しているときまたは里親に委託されているとき
- 受給資格者が公的年金を受給し、かつ手当額を上回っているとき

#### 【手当月額】

※受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。

区分	基本額
全部支給	43,160円
一部支給	10,180～43,150円
児童が2名るとき	10,190円加算（一部支給5,100～10,180円）
児童が3名以上るとき	6,110円加算（一部支給3,060～6,100円）

※令和2年4月現在の額

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けることができる人は、児童を監護する父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人です。

#### 【手当月額】

受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給されません。

区分	基本額
1級（重度）	52,500円
2級（中度）	34,970円

※令和2年4月現在の額

#### 【手当を受ける資格がなくなった場合はすぐに届け出を】

～児童扶養手当～

- 婚姻した時（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき）
- 児童を養育しなくなったとき
- 対象となる児童が児童福祉施設等に入所したとき など

～特別児童扶養手当～

- 対象となる児童が児童入所施設等に入所したとき
- 対象となる児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき
- 対象となる児童が自分の障害を支給事由とする年金（障害基礎年金、障害厚生年金など）を受けるようになったとき など

#### 【申請について】

該当となる方は役場福祉保健課でお手続きをお願いします。受給理由等により、必要な提出書類等が違いますので、詳しくはお問合わせください。

■問合せ先 福祉保健課 ☎76-4608

2020年

## 国勢調査の調査員を募集します！

今年の10月1日、国勢調査が全国一斉に実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯（外国人を含む）を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために5年に1度行われます。国勢調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。

八峰町では、町内を85調査区に分けて、そこにお住まいの各世帯を訪問して調査を行う、「国勢調査員」を募集しています。正確な調査を行うため、みなさまのご協力をお願いします。

### ◇国勢調査員の仕事

8月下旬～9月上旬／町が開催する調査員説明会への出席（約2時間程度を予定）

9月上旬／調査区の現地確認、調査区要図、調査世帯一覧表の作成

9月中旬／インターネット回答用IDと調査票を担当の各世帯へ配布

10月上旬／配布した調査票の回収

10月下旬／指定された日時に調査関係書類を町に提出

※8月24日（月）～10月23日（金）の2か月間、調査員は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員となります。

### ◇応募要件（すべてを満たす方）

- (1) 原則20歳以上で、調査に責任をもって協力できる方
- (2) 調査内容の秘密を守ることができる方
- (3) 警察や選挙、暴力団などの反社会的勢力に関係のない方
- (4) 八峰町内に住んでいる方

### ◇調査員の報酬

国の基準に基づき、1調査区あたり約3万5千円です。

### ◇応募期限

令和2年5月22日（金）

### ◇応募方法

下記問合せ先へご連絡ください。

※応募したすべての方が調査員として従事できるとは限りませんのでご了承ください。

■問合せ・申込先 企画財政課 ☎76-4603

